

みなし指定の居宅サービス事業所管理者 } 様
みなし指定の介護予防サービス事業所管理者 }

京都府健康福祉部介護・地域福祉課長
(公 印 省 略)

平成 2 7 年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について

京都府では、介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的として、下記のとおり集団指導を開催しますので、出席をされる事業所は、別紙参加票を 6 月 2 日 (火) までに京都府健康福祉部介護・地域福祉課 (法人・事業者指導担当) あて郵送又は FAX により送付願います。

なお、みなし指定の事業所については、集団指導を欠席された場合に通常実施しております個別の指導の対象とはしてはおりませんが、介護報酬請求額 (利用者負担を含む。) が年間 100 万円を超える事業所においては積極的な出席をお願いします。

また、昨年度と同様、集団指導資料冊子の配布は行いませんので、今後ワムネットで御案内する資料を印刷の上、当日御持参いただきますようお願いいたします。

おって、同一敷地内 (同一事業所番号) で複数の事業所指定を受けておられる場合は、各事業所の管理者に本通知の内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

記

1 開催日時及び会場

日 時	会 場
平成 27 年 6 月 9 日 (火) 13:00 ~ 16:30	宮津会館 (宮津市字鶴賀 2164 番地)
6 月 16 日 (火) 13:00 ~ 16:30	ギャラリーかめおか大広間 (亀岡市余部町宝久保 1-1)
6 月 19 日 (金) 13:00 ~ 16:30	文化パルク城陽プラムホール (城陽市寺田今堀 1 番地)

いずれの日も内容は同じです。

2 内 容

- (1) 京都府における介護保険事業者等指導・監査方針
- (2) 事業運営上の重点事項等
- (3) 請求事務に係る留意事項等
- (4) 関係団体からの説明等
- (5) その他

【参考】

みなし指定について

医療保険の指定を受けている病院、診療所、薬局 (居宅療養管理指導のみ) 等においては、介護保険法に基づく指定申請が行われなくても、特段の申し出がない限り、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」について介護保険事業者の指定があったものとみなされています。(これを「みなし指定」と呼んでいます。)

今回の開催案内は、同一敷地内において上記のみなし指定に係る事業所のみを有する事業者に対して送付しているものです。

3 参加票送付先（参加される場合のみ提出してください。）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町
京都府健康福祉部介護・地域福祉課 法人・事業者指導担当
TEL 075-414-4672 FAX 075-414-4572

4 参加対象者

各事業所から、事業所管理者の方 1名が出席してください。

< 留意事項 >

やむを得ない事情により管理者の出席が困難な場合は、管理者に準ずる責任のある方が代理出席してください。

各事業所（サービス種別）ごとの出席者は1名までとしてください。（複数の出席申込は御遠慮願います。）

居宅サービス事業所等が同種の介護予防事業所の指定を併せて受けている場合でも、同種サービスの事業所からは1名の出席としてください。

5 その他

- ・ 開催時刻に30分以上遅刻された場合、入場をお断りすることがありますので、あらかじめ御了解願います。

6 集団指導資料について

- ・ 昨年度と同様、冊子としての集団指導資料は配布いたしません。
- ・ 当日の資料は、「ワムネット京都府センター」に今後使用予定のものを掲載することとしておりますので、該当資料を印刷の上、当日御持参いただきますようお願いいたします。
- ・ 前記資料については、開催初日（6月9日）の1週間程度前を目途に掲載予定です。